大道理をよくする会 規約

（ 名 称 ）

第１条　　本会は「大道理をよくする会」（以下本会という）という。

（ 事務局 ）

第２条　　本会の事務局を大道理夢求の里交流館内に置く。

（ 目 的 ）

第３条　　本会は住みよい大道理を建設するために、地域住民が助けあいと協調を基に結集し、理想的な地域社会づくりを実現する事を目的とする。

（ 事 業 ）

第４条　　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１、経済、互助、交流、の三本柱を基調とし、地域活動を促進

２、会員相互の研修、講演会、研修会、座談会などの開催

３、地区内のコミュニテイ形成に必要な広報活動

４、奉仕活動の実践

５、防災に関すること

６、その他本会の目的達成に必要な事業

（ 構 成 ）

第５条　　本会は本会の趣旨に賛同する大道理地域住民と団体で構成する。

（ 組 織 ）

第６条　　本会の組織活動を促進し、夢プランを実践するために以下の専門部を置く。

１、経済部・互助部・交流部・自主防災部

（ 総 会 ）

第７条　　総会は、本会の最高決議機関である。

１、総会は、会長が役員、顧問、地域住民を招集し、毎年４月に開催する。

２、会長が必要と認めた時、臨時総会を開催できる。

３、総会は、次の事項を審議する。

① 規約の改正に関する事項

② 役員選出に関する事項

③ 事業報告及び収支決算

④ 事業計画及び収支予算

⑤ その他、本会の目的達成に必要な事項

４、総会における議事の採決は、出席者の過半数をもって決する。

（　役員及び任期　）

第８条　　本会に次の役員を置き任期は２年とする。但し再任は妨げない。役員に変更があった場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

１、会長１名、副会長２名、会計１名、監事２名

２、経済部・交流部・互助部・自主防災部（各部長１名、各副部長３名以内）

３、事務局長１名、事務局員若干名

４、大道理夢求の里交流館運営協議会会長１名

（　役員の選出　）

第９条　　本会の役員は次により選出する。

１、会長、副会長、会計、監事　は総会において選出する。

２、事務局長は会長が任命し、事務局員若干名は事務局長が任命する。

３、地域活性化に必要な顧問を置く場合は総会の承認を得る。

４、各部会正副部長は、各部会の互選により決定し、役員会へ報告する。

（　会　議　）

第１０条　本会は次の会議を招集する。

１、会議は、総会、団体定例会、役員会、専門部会、実行委員会とする。

２、団体定例会は会長が必要と認めたとき招集する。

３、役員会は会長が必要に応じて招集する。

４、各専門部は必要に応じて部会長が招集する。

５、会長は、必要に応じて諮問会議を置くことができる。

（　経費と会計年度　）

第１１条　本会の経費と会計年度は次の様にする。

１、経費は会費及び補助金、その他収入を当て、会費は総会で決める。

２、会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

改正日２００５年3月２６日

２００７年2月１５日

２００９年3月２７日

２０１０年4月２１日

２０１１年4月２０日

２０１３年4月１９日

２０１５年4月２０日

２０１６年2月２１日